

労働移動支援助成金（再就職支援コース）支給申請書

届出日 年 月 日

労働局長 殿

事業主 所在地 〒 名称 代表者氏名

代理人 所在地 〒 名称 氏名

(提出代行者・事務代理者) 所在地 〒 名称 氏名 社会保険労務士

再就職支援コースの支給を受けたいので別紙を添付のうえ、次のとおり申請します。

Application form with multiple sections: 1. Business name, 2. Business location, 3. Employment insurance number, 4. Labor insurance number, 5. Re-employment support plan details, 6-8. Business details and financials, 9-10. Enterprise scale, 11. Re-employment support details, 12. Training support details, 13. Payment amount, 14. Production indicators, 15. Subsidy application, 16. Applicant information.

Table with 2 rows and 4 columns for processing details (処理欄), including roles like 局長, 部長, 課長, 係長 and dates for 受理年月日, 起案年月日, 支給決定年月日.

記載にあたっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧ください。

**【提出上の注意】**

この様式は、再就職支援コースの支給を受けようとする場合に、次の申請期限までに、次の必要書類を添えて事業所の所在地を管轄する労働局に提出してください。申請の形式に応じて、以下のとおり添付書類が異なります。

なお、支給申請日までに、申請事業主が負担する委託に要する費用が確定し、その支払いを終えていることが必要です。

<申請期限>

同一の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象となった支給対象者に係る「再就職の日」（複数の支給対象者に係る再就職の日が複数存在する場合はその最後の日）以降、「助成対象期限」（支給対象者の離職の日の翌日から起算して6か月（再就職援助計画の認定日又は求職活動支援基本計画書の提出日において支給対象者が45歳以上であるときは9か月））の翌日から起算して2か月以内（※）

※ただし、複数の支給対象者に係る助成対象期限が複数存在する場合はその最後の日から起算して2か月以内

<必要書類>

1 共通して提出する書類

- (1) 個別表(様式第4号)
- (2) 支給申請額内訳(様式第8号)
- (3) 支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
- (4) 人員削減を行う組織における生産指標の減少又は経常利益の赤字(の見込み)を確認するための書類

2 再就職援助計画の認定を受けている場合

- (1) 再就職援助計画認定通知書(写)
- (2) 再就職援助計画(写)
- (3) 事業規模の縮小等に関する資料(再就職援助計画別紙1)(写)
- (4) 再就職援助計画に係る計画対象労働者に関する一覧(再就職援助計画別紙2)(写)

3 求職活動支援基本計画書を提出している場合

- (1) 求職活動支援基本計画書(写)
- (2) 支援書交付報告書(写)又は支援書対象被保険者に交付した求職活動支援書(写)

4 再就職支援に係る支給額を申請する場合

- (1) 支給申請書・続紙(様式第3-2号)
- (2) 再就職支援証明書(様式第5号)
- (3) 委託契約書の写し及び当該委託に要する費用の額を明らかにする領収書等の写し
- (4) 中小企業事業主以外の事業主の場合、委託契約の対象者数を確認するための書類(委託契約書等委託契約に係る対象者数が確認できるもの)の写し
- (5) 【特例区分】にて申請を行う場合
  - ① 対象者の離職時の賃金月額平均がわかる書類(離職証明書、該当期間の賃金台帳)の写し
  - ② 再就職先での賃金月額、雇用形態がわかる書類(雇用契約書等)の写し

5 訓練加算に係る支給額を申請する場合

- (1) 訓練及びグループワーク実施証明書(様式第6号)
- (2) 訓練の実施内容等を確認するための書類(実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所等のわかる資料(事前に支給対象者に配布したもの等)やカリキュラム等)
- (3) 訓練に要した費用及び当該費用を支払ったことを確認するための書類
- (4) 訓練の実施状況等(支給対象者ごとの受講した日、受講時間等)を確認するための書類
- (5) 訓練を再委託によって行う場合は、当該再委託先の体制(会社概要、訓練の実施体制等)が明らかとなる書類

6 グループワーク加算に係る支給額を申請する場合

- (1) 訓練及びグループワーク実施証明書(様式第6号)
- (2) グループワークの実施内容等を確認するための書類(実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所等のわかる資料(事前に支給対象者に配布したもの等)やカリキュラム等)
- (3) グループワークの実施状況等(支給対象者ごとの実施した日、実施時間等)を確認するための書類

7 休暇付与支援に係る支給額を申請する場合

- (1) 支給対象者の出勤状況及び求職活動等のための休暇の状況を明らかにする出勤簿等の写し
- (2) 求職活動等のための休暇の期間について支払った賃金の額を明らかにする賃金台帳の写し

8 職業訓練実施支援に係る支給額を申請する場合

- (1) 訓練及びグループワーク実施証明書(様式第6号)
- (2) 訓練実施者の不正関与に関する承諾書(様式第7号)
- (3) 受講に際して必要となる入学料・受講料・教科書代等を支払ったことを確認するための書類、請求内訳書
- (4) 訓練の実施内容等を確認するための書類(実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所等のわかる資料(事前に支給対象者に配布したもの等)やカリキュラム等)
- (5) 訓練の実施状況等(支給対象者ごとの受講した日、受講時間等)を確認するための書類

9 その他管轄労働局長が必要と認める書類

**【記入上の注意】**

- 1 各欄とも特に指定のない場合はこの支給申請書の提出日における現況を記入してください。
- 2 事業主が自ら申請を行う場合は、事業主の氏名等の記載が必要です。
- 3 申請者が代理人の場合は、事業主が代理人に対し、本コースの申請手続きについての権限を委任したことを証明する委任状を提出してください。この場合、「代理人」の欄に代理人の氏名等の記載を行うとともに、「事業主」の欄は代理する事業主等の住所及び氏名を記載してください。  
また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合は、「(提出代行者・事務代理者)社会保険労務士」欄に申請者の氏名等について記載をするとともに、「事業主」の欄は事業主の氏名等を記載してください。
- 4 1~4欄は、申請事業所における事項をそれぞれ記入してください。
- 5 5欄は、当該申請の対象となっている再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の区分に「○」を付け、その右欄に日付をそれぞれ記入してください。
- 6 6欄~10欄は、5欄に記載した再就職援助計画の認定日又は求職活動支援基本計画書の提出日における状況を記入してください。
  - (1) 6欄は、「小売業(飲食店を含む)」、「サービス業」、「卸売業」、「その他」のうち該当する業種の欄に「○」を付け、「その他」の場合は( )内に具体的な業種を記入してください(事業の区分は、日本標準産業分類(総務省編)に基づきます。)
  - (2) 7欄は、企業の具体的事業内容とともに日本産業分類により大分類はA~Tを、中分類は01~99までの該当する記号又は数字を記入してください。大分類は次のA~Tのうちから、中分類は別紙を参照して記入してください。  
A=農業・林業、B=漁業、C=鉱業・採石業・砂利採取業、D=建設業、E=製造業、F=電気・ガス・熱供給・水道業、G=情報通信業、H=運輸業・郵便業、I=卸売業・小売業、J=金融業・保険業、K=不動産業・物品賃貸業、L=学術研究・専門・技術サービス業、M=宿泊業・飲食サービス業、N=生活関連サービス業・娯楽業、O=教育・学習支援業、P=医療・福祉、Q=複合サービス事業、R=サービス業(他に分類されないもの) S=公務(他に分類されるものを除く)、T=分類不能の産業
  - (3) 8欄は、企業の資本金又は出資の総額を記入してください。
  - (4) 9欄は、この申請を提出する企業全体の常時雇用する労働者数を記入してください。「常時雇用する労働者」とは2か月を超えて使用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等であるものをいいます。
  - (5) 10欄「企業規模」において、下表「6欄の企業の主たる事業」の区分ごとに、8欄の「企業の資本の額又は出資の総額」又は9欄の「企業全体の常時雇用する労働者数」のどちらか一方に該当する事業主は、「中小企業事業主」となります。

6欄の「企業の主たる事業」	8欄の「企業の資本の額又は出資の総額」	9欄の「企業全体の常時雇用する労働者数」
イ. 小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
ロ. サービス業	5,000万円以下	100人以下
ハ. 卸売業	1億円以下	100人以下
ニ. その他	3億円以下	300人以下
- 7 11欄は、「再就職支援」(職業紹介事業者への委託により再就職支援を実施する場合)の支給申請を行う場合に記載してください。
  - (1) 11(1)欄は、再就職支援に係る委託契約の対象者数を記載してください。
  - (2) 11(2)欄は、(1)欄のうち、本助成金の支給申請を行う対象者数を記載してください。
  - (3) 11(3)欄は、再就職支援について、労働組合等との間であらかじめ複数の職業紹介事業者の選定について合意し、支給対象者がその中から選択することとする場合に、合意している旨について、労働組合等の代表者の氏名等を記載してください。
- 8 12欄は、「訓練実施支援」(教育訓練施設等に職業訓練の委託を実施した場合)の支給申請を行う場合に記載してください。
  - (1) 12(1)欄は、職業訓練を委託した訓練実施機関名を記載してください。
  - (2) 12(2)欄は、訓練実施期間、訓練実施日数及び総訓練時間を記載してください。
  - (3) 12(3)欄は、訓練の名称及び訓練内容を記載してください。訓練内容については、訓練カリキュラム等が添付されていれば、記載は不要です。
- 9 13欄は、支給申請額内訳(様式第8号)において算出した支給申請額の合計額を記入してください。

- 10 14欄については、事業主が人員削減を行う事業部門、事業所、企業単位の等のいずれかの組織で、次の(1)または(2)の該当するものを記入してください。
- (1) 生産量(額)、販売量(額)又は売上高等の事業活動を示す指標が、対前年比10%以上減少していること。  
※ 再就職援助計画の認定又は求職活動支援基本計画書が提出された日付を基準として、その直前3か月の平均値を「B( )年度」欄に、前年同期比の月次数値「A( )年度」欄に記載してください。なお、再就職援助計画等の提出日の属する年度の直近の決算年度(「B( )年度」欄)と、当該決算年度の前年度(「A( )年度」欄)の比較であっても差し支えありません。あわせて、C欄に減少率を計算し記入してください。
- (2) 直近の決算における経常利益が赤字であること。  
※ 「B( )年度」欄に、再就職援助計画等の提出日の属する年度の直近の決算年度における経常利益を記入してください。
- なお、(1)又は(2)について、今後3年以内に生産指標が10%以上の減少、もしくは、今後3年以内に経常利益の赤字が見込まれる場合は、当該見込みを③欄に記入してください。
- 11 15欄は、本助成金以外で国・地方公共団体からの補助金等を受けているかどうか、もしくは、申請する予定があるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は受給している(受給する)補助金等の具体的な名称を記入してください。
- なお、欄に記入しきれない場合は、別紙(様式任意)にまとめてください。
- 12 16欄は、本申請に関して、労働局との質疑応答が可能な方(代理人等の場合は代理人等)を記入してください。
- 13 「※処理欄」には記入しないでください。

### 【不支給要件】

以下のいずれかに該当する事業主に対しては、本助成金の支給を行いません。

- 1 支給要件を満たしていることを証明する書類を整備していない事業主
- 2 支給対象者の再就職の日から起算して1年前の日から当該再就職の日までの間において、支給対象者の再就職先との関係が、次の(1)～(3)のいずれかに該当する事業主
  - (1) 両者が親会社と子会社又はその逆の関係にあること(注:ある事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の事業主を「親会社」、当該ある事業主を「子会社」とする。)
  - (2) 取締役会の構成員について、両者の代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
  - (3) その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性を認められないものであること。
- 3 再就職支援の実施について委託契約を締結した職業紹介事業者から、当該支給対象者の離職日の前日から1年前の日以後、当該支給対象者に係る再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を公共職業安定所に申請又は提出した日までの間に、退職コンサルティングを受けた事業主
- 4 退職コンサルティングを実施した会社等と、再就職支援を委託した職業紹介事業者との間で連携していたことを承知していた事業主
- 5 人員削減を行う組織において、次のいずれにも該当しない事業主
  - (1) 生産量(額)、販売量(額)又は売上高等の事業活動を示す指標が、対前年比10%以上減少していること。  
なお、この対前年比10%以上減少は、再就職援助計画の認定又は求職活動支援基本計画書が提出された日付を基準として、その直前3か月の平均でみることを原則としますが、直近の決算年度の1年間の平均でみることや、今後3年以内に対前年10%以上減少の傾向となる見込みであっても差し支えありません。
  - (2) 直近の決算における経常利益が赤字であること。  
なお、今後3年以内に、赤字となる見込みである場合であっても差し支えありません。
- 6 中小企業以外の事業主にあつては、再就職支援の委託に係る計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の数が30人以上でない事業主

### 【その他】

- 1 一の事業所に対する一の年度(支給申請日を基準とし4月1日から翌年3月31日までをいう。)の支給対象者は500人分を限度とします。
- 2 管轄労働局長は、本助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提出できない場合には、本助成金の支給を行いません。
- 3 本助成金の支給申請に当たって管轄労働局に提出した書類等については、当該支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管してください。
- 4 偽りその他不正の手段により本助成金の支給を受けた場合は、支給した本助成金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年3%の利息を付すとともに、当該返還金額の2割に相当する額を請求します。
- 5 偽りその他不正の手段により本助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主については、一定期間において雇用保険法に基づく助成金等の申請ができなくなります。

日本標準産業分類(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行)

<p>大分類 A 農業、林業</p> <p>中分類 01 農業</p> <p>中分類 02 林業</p> <p>大分類 B 漁業</p> <p>中分類 03 漁業(水産養殖業を除く)</p> <p>中分類 04 水産養殖業</p> <p>大分類 C 鉱業、採石業、砂利採取業</p> <p>中分類 05 鉱業、採石業、砂利採取業</p> <p>大分類 D 建設業</p> <p>中分類 06 総合工事業</p> <p>中分類 07 職別工事業</p> <p>中分類 08 設備工事業</p> <p>大分類 E 製造業</p> <p>中分類 09 食品製造業</p> <p>中分類 10 飲料・たばこ・飼料製造業</p> <p>中分類 11 繊維工業</p> <p>中分類 12 木材・木製品製造業(家具を除く)</p> <p>中分類 13 家具・装備品製造業</p> <p>中分類 14 パルプ・紙・紙加工品製造業</p> <p>中分類 15 印刷・同関連業</p> <p>中分類 16 化学工業</p> <p>中分類 17 石油製品・石炭製品製造業</p> <p>中分類 18 プラスチック製品製造業(別系を除く)</p> <p>中分類 19 ゴム製品製造業</p> <p>中分類 20 なめし革・銅製品・毛皮製造業</p> <p>中分類 21 窯業・土石製品製造業</p> <p>中分類 22 鉄鋼業</p> <p>中分類 23 非鉄金属製造業</p> <p>中分類 24 金属製品製造業</p> <p>中分類 25 はん用機会器具製造業</p> <p>中分類 26 生産用機械器具製造業</p> <p>中分類 27 業務量機械器具製造業</p> <p>中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>中分類 29 電気機械器具製造業</p> <p>中分類 30 情報通信機械器具製造業</p> <p>中分類 31 輸送用機械器具製造業</p> <p>中分類 32 その他の製造業</p> <p>大分類 F 電気・ガス・熱供給・水道業</p> <p>中分類 33 電気業</p> <p>中分類 34 ガス業</p> <p>中分類 35 熱供給業</p> <p>中分類 36 水道業</p>	<p>大分類 G 情報通信業</p> <p>中分類 37 通信業</p> <p>中分類 38 放送業</p> <p>中分類 39 情報サービス業</p> <p>中分類 40 インターネット附随サービス業</p> <p>中分類 41 映像・音声・文字情報制作業</p> <p>大分類 H 運輸業、郵便業</p> <p>中分類 42 鉄道業</p> <p>中分類 43 道路旅客運送業</p> <p>中分類 44 道路貨物運送業</p> <p>中分類 45 水運業</p> <p>中分類 46 航空運輸業</p> <p>中分類 47 倉庫業</p> <p>中分類 48 運輸に付帯するサービス業</p> <p>中分類 49 郵便業(信書便事業を含む)</p> <p>大分類 I 卸売業、小売業</p> <p>中分類 50 各種商品卸売業</p> <p>中分類 51 繊維・衣服等卸売業</p> <p>中分類 52 飲食料品卸売業</p> <p>中分類 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業</p> <p>中分類 54 機械器具卸売業</p> <p>中分類 55 その他の卸売業</p> <p>中分類 56 各種商品小売業</p> <p>中分類 57 織物・衣服・身の回り品小売業</p> <p>中分類 58 飲食料品小売業</p> <p>中分類 59 機械器具小売業</p> <p>中分類 60 その他の小売業</p> <p>中分類 61 無店舗小売業</p> <p>大分類 J 金融業、保険業</p> <p>中分類 62 銀行業</p> <p>中分類 63 共同組織金融業</p> <p>中分類 64 貸金業、クレジットカード等非預金信用機関</p> <p>中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業</p> <p>中分類 66 補助的金融業等</p> <p>中分類 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)</p> <p>大分類 K 不動産業、物品賃貸業</p> <p>中分類 68 不動産取引業</p> <p>中分類 69 不動産賃貸業・管理業</p> <p>中分類 70 物品賃貸業</p>	<p>大分類 L 学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>中分類 71 学術・開発研究機関</p> <p>中分類 72 専門サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>中分類 73 広告業</p> <p>中分類 74 技術サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>大分類 M 宿泊業、飲食サービス業</p> <p>中分類 75 宿泊業</p> <p>中分類 76 飲食店</p> <p>中分類 77 持ち帰り・宅配飲食サービス業</p> <p>大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業</p> <p>中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業</p> <p>中分類 79 その他の生活関連サービス業</p> <p>中分類 80 娯楽業</p> <p>大分類 O 教育、学習支援業</p> <p>中分類 81 学校教育</p> <p>中分類 82 その他の教育、学習支援業</p> <p>大分類 P 医療、福祉</p> <p>中分類 83 医療業</p> <p>中分類 84 保健衛生</p> <p>中分類 85 社会保険・社会福祉・介護事業</p> <p>大分類 Q 複合サービス事業</p> <p>中分類 86 郵便局</p> <p>中分類 87 協同組合(他に分類されないもの)</p> <p>大分類 R サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>中分類 88 廃棄物処理業</p> <p>中分類 89 自動車整備業</p> <p>中分類 90 機械等修理業(別掲を除く)</p> <p>中分類 91 職業紹介・労働者派遣業</p> <p>中分類 92 その他の事業サービス業</p> <p>中分類 93 政治・経済・文化団体</p> <p>中分類 94 宗教</p> <p>中分類 95 その他のサービス業</p> <p>中分類 96 外国公務</p> <p>大分類 S 公務(他に分類されるものを除く)</p> <p>中分類 97 国家公務</p> <p>中分類 98 地方公務</p> <p>大分類 T 分類不能の産業</p> <p>中分類 99 分類不能の産業</p>
--	---	---